# 厚木市食品ロス削減推進計画 概要

# 第1章 計画策定の趣旨 【計画 P1~P6】

## 1 計画策定の背景と目的

## (1) 計画策定の背景

平成27年9月 国際連合総会「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

令和元年5月 「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」成立

令和2年3月 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定

令和4年3月 「神奈川県食品ロス削減推進計画」策定

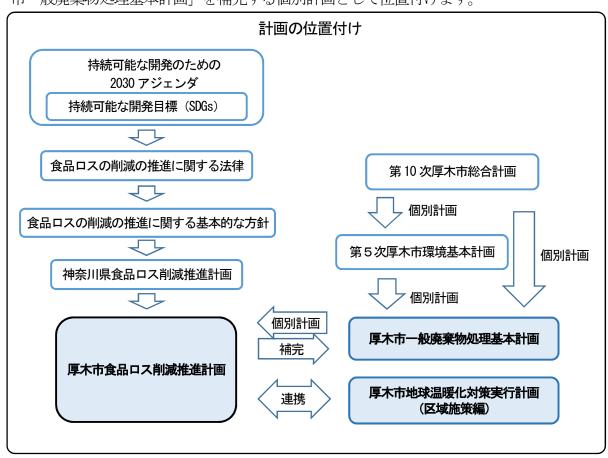
このような背景を踏まえ、本市における食品ロスの現状と課題を把握し、食品ロスの 削減を計画的に推進していくため、「厚木市食品ロス削減推進計画」(以下「本計画」 という。)を策定します。

#### (2) 計画策定の目的

本計画は、これまでの取組を踏まえ、食品ロス削減の取組をより一層充実させ、「厚木市一般廃棄物処理基本計画」の基本目標である「未来へつなげる循環型都市の実現」を目指すため、市民、事業者、市など、多様な主体の連携により、食品ロスの削減を計画的かつ着実に推進するために策定します。

#### 2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第10次厚木市総合計画」の個別計画である「厚木市一般廃棄物処理基本計画」を補完する個別計画として位置付けます。



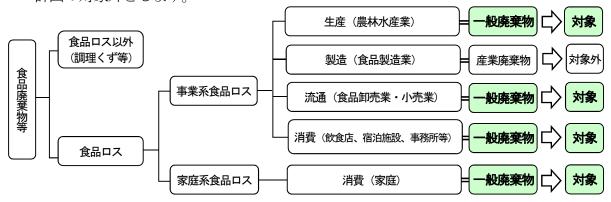
#### 3 計画の範囲

(1) 区 域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

## (2) 対 象

本計画は、「家庭系及び事業系一般廃棄物に含まれる食品ロス」を対象とします。 なお、食品製造業など、特定の事業活動に伴う産業廃棄物に含まれる食品ロスは、本 計画の対象外とします。



#### 4 計画の期間と目標年次

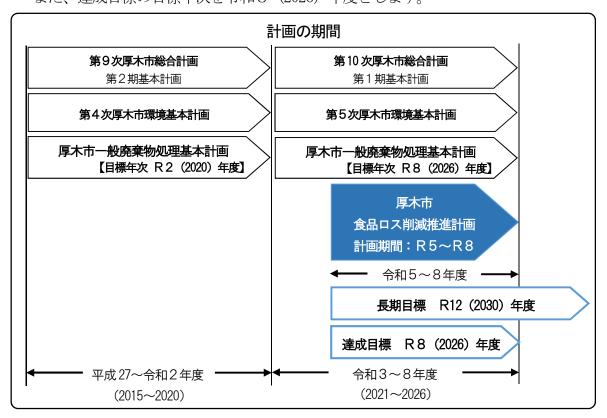
## (1) 計画の期間

本計画は、上位計画である「第10次厚木市総合計画第1期基本計画」及び「厚木市一般廃棄物処理基本計画」の計画期間の最終年度の令和8 (2026) 年度と終期を合わせ、令和5 (2023) 年度から令和8 (2026) 年度までの4年間を計画期間とします。

#### (2) 計画の目標年次

国及び県が食品ロス削減量の目標を令和12 (2030) 年度に設定していることから、本計画においても同様に令和12 (2030) 年度を長期目標の目標年次とします。

また、達成目標の目標年次を令和8(2026)年度とします。



# 第2章 食品ロスの現状と課題 【計画 P7~P24】

1 食品ロスの現状

本市の食品ロス発生量の推計

【全国】令和2 (2020) 年度 家庭系食品ロス量:247万トン

【全国】令和2(2020)年度 事業系食品ロス量:275万トン

うち 一般廃棄物の食品ロス量 : 154万トン

内訳: 食品卸売業13万トン、食品小売業60万トン、外食産業81万トン

【神奈川県】令和元(2019)年度 家庭系食品ロス量:21.1万トン

|出展 |:神奈川県 HP

出展

:環境省 HP

:農林水産省 HP

【神奈川県】令和元(2019) 年度 事業系食品ロス量:24.3万トン

うち 一般廃棄物の食品ロス量 : 14.6万トン

内訳:食品卸売業1.7万トン、食品小売業4.1万トン、外食産業8.8万トン

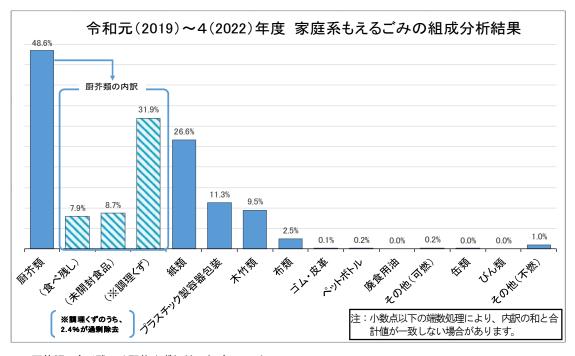
厚木市 令和元 (2019) 年度 家庭系食品ロス量 : 6, 528トン

市民一人1日当たり食品ロス量 : 79グラム

※令和元 (2019) 年度から令和4 (2022) 年度までの組成分析における厨芥類の割合、食品ロスの割合を令和元 (2019) 年度の家庭系一般廃棄物量のうちもえるごみ量に乗じて推計

厚木市 令和元 (2019) 年度 事業系一般廃棄物食品ロス量: 4, 002トン

※事業系一般廃棄物の食品ロス量は、厚木市独自で推計できるデータがないため、 令和元(2019)年度の神奈川県の事業系一般廃棄物量に占める食品ロスの量の割 合を、令和元(2019)年度の事業系一般廃棄物量に乗じて推計



厨芥類:食べ残しや野菜くずなどの生ごみのこと

未開封食品:直接廃棄(手つかず食品)

食品ロス量推計値の推移

年度		H14 2002	H19 2007	H24 2012	H29 2017	H30 2018	R 1 2019	R 2 2020	R 3 2021
家庭系	<sup>戦:トン</sup> ごみ量	61, 876	52, 722	38, 329	36, 569	36, 035	35, 777	36, 058	34, 757
	戦・トン 食品ロス量	11, 110	10, 285	7, 705	6, 531	6, 425	6, 528	6, 600	6, 438
	戦:グラム 市民一人 1日当たり 食品ロス量	138	125	94	79	78	79	81	79
事業系	<sub>戦:トン</sub> ごみ量	27, 717	22, 560	20, 409	19, 933	19, 323	19, 376	16, 500	16, 449
	戦: トン 食品ロス量	6, 831	6, 669	5, 011	4, 378	4, 197	4, 002	3, 949	3, 895

# 2 食品ロスに関するアンケート

市民3,000人、事業所500か所を対象に、食品ロスに関するアンケート調査を実施し、食品ロスの発生量や削減に向けた課題を把握するとともに、本計画に定める取組を検討する基礎資料としました。

・アンケート調査期間:令和4(2022)年7月~8月

· 市民 3, 000 人抽出 回答: 945 人(回答率: 31.5%)

事業所 500 か所抽出 回答: 185 事業所(回答率: 37.0%)

# 3 課題の整理

本計画に位置付ける取組の方向性を定めるため、食品ロスの発生量やこれまでの取組、アンケート結果などを踏まえ、本市の食品ロス削減へ向けた課題を次のとおり整理しました。

<u></u> 0	
課題 1	本市の家庭系もえるごみの組成分析に基づく食品ロスの割合が、神奈川県の食品ロスの推計割合より高い。
課題2	本市の家庭系もえるごみの組成分析に基づく、家庭系もえるごみの中に含まれる厨芥類(生ごみ)の割合、食品ロスの割合が、市民アンケート結果の割合より高く、自己分析が過小評価傾向にある。
課題3	「食品ロス」という言葉の認知度と正しい理解の間に乖離がある。
課題4	「賞味期限」と「消費期限」の理解と消費行動の間に乖離がある。
課題5	市民の消費行動と事業者の取組において、購入における「てまえどり」や外 食における「持ち帰り」など、共通の取組に弱みがある。
課題6	フードバンク事業等への取組が、市民、事業者に共通して低調である。
課題7	やむを得ず生じる食品廃棄物の資源循環を進める必要がある。

# 第3章 計画の基本方針と目標 【計画 P25~P28】

## 1 計画の基本目標と基本方針

#### (1) 基本目標

「厚木市一般廃棄物処理基本計画」の基本目標である「未来へつなげる循環型都市の 実現」を本計画においても基本目標とします。

# 基本目標

# 未来へつなげる循環型都市の実現 ~G。 ごみニマムシティ あつぎ~

## (2) 基本方針

基本目標の実現を目指すために、本計画を推進する全ての主体である市民、事業者、市が、『食べ物を無駄にすることは「もったいない」』ということを共通の認識として行動できるよう、食品ロスを削減するための基本方針を次のとおり定めます。

# 基本方針

「もったいない」 未来へつなげる食品ロス削減のバトン

# 2 計画の目標

## (1) 長期目標

国、県においては、「2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させる。」という目標を設定しています。

本市においては、「厚木市一般廃棄物処理基本計画」の目標の基準年度を平成14(2002)年度としていることから、本計画においても基準年度は平成14(2002)年度とし、目標年度は国・県の目標と合わせて令和12(2030)年度を目標年度とする長期目標を次のとおり設定します。

# 長期目標

・家庭系食品ロス量:市民一人1日当たりの家庭系食品ロス量を、

2002 年度比で 2030 年度までに半減させます。

目標値:69グラム

・ 事業系食品ロス量:市内で発生する事業系食品ロス量を、

2002 年度比で 2030 年度までに半減させます。

目標値:3,415トン

基準年度(平成14(2002)年度)における食品ロス量

※4ページ「食品ロス量推計値の推移」参照

家庭系食品ロス量:11,110トン 市民一人1日当たり:138グラム

事業系食品ロス量: 6,831トン

# (2) 計画期間の達成目標

長期目標の設定と合わせて、本計画の進行管理を行うために、計画最終年度の令和8 (2026) 年度までの達成目標を定めます。

# 達成目標【令和8 (2026) 年度】

・家庭系食品ロス量(市民一人1日当たり)

:70グラム

事業系食品ロス量:3,628トン

# 各年度の目標値

年度		R 1 2019	R 2 2020	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026
	<sup>戦位:トン</sup> ごみ量	35, 777	36, 058	34, 757	33, 594	32, 853	32, 200	31, 455	31, 367
	戦:トン もえるごみ量	33, 999	34, 375	33, 530	31, 914	31, 210	30, 590	29, 882	29, 799
家庭系	戦・トン 食品ロス量	6, 528	6, 600	6, 438	6, 383	6, 242	6, 042	5, 827	5, 736
	戦: グラム 市民一人 1日当たり 食品ロス量	79	81	79	78	76	74	71	70
事業系	<sup>単位:トン</sup> ごみ量	19, 376	16, 500	16, 449	16, 797	15, 976	15, 196	14, 171	13, 858
	戦・トン 食品ロス量	4, 002	3, 949	3, 895	3, 842	3, 789	3, 735	3, 682	3, 628

# 第4章 実施方針、具体的な施策と各主体の役割

【計画 P29~P44】

1 実施方針、具体的な施策と各主体の役割

基本方針を実現するため次の4つの実施方針を定めます。 4つの実施方針に基づき、それぞれ具体的な施策を展開します。 各施策においては、各主体が取り組むべき役割を定めます。

基本目標:未来へつなげる循環型都市の実現

基本方針:「もったいない」 未来へつなげる食品ロス削減のバトン

# 実施方針

# 食品ロス発生量の把握

食品ロス削減推進の効果的な施策を進めるための現状把握

施策(1):家庭系もえるごみの組成分析

施策③:食品ロス量の把握

施策②:アンケート調査の実施

# 実施方針

2

# 食品ロス発生抑制のための普及・啓発

食べ物を無駄にすることは「もったいない」ことの再認識

施策①:広報紙、ホームページでの

食品ロスの周知・啓発

施策②:全世帯配布のリーフレット による食品ロスの周知・啓発

施策③:小・中学校における

食品ロスの環境教育の実施

施策4:出前講座

「食品ロスって何?」の実施

施策5:食品ロス削減の日、

食品ロス削減推進月間に合わせた周知・啓発

施策⑥:エシカル消費の周知・啓発

施策⑦:その他の周知・啓発

# 実施方針

# 市民・事業者との協働による 食品ロス削減の取組

流通段階と消費段階における食品ロスの削減

・流通における食品ロスの削減

施策①: てまえどりの実践

施策4: 規格外商品等の販売・購入

施策②:ばら売り・量り売りの実践

施策(5): スリムストアー制度の再構築

施策③:売りきりの実践

・外食時における食べ残しの削減

施策6:3010運動の実践

施策⑨:持ち帰りの推奨

施策(7): 食べきりの実践

施策⑩:イベントにおける

食品ロス削減

施策⑧:少量メニューの提供・選択

・家庭における食品ロスの削減

施策(1):ライフスタイル等の転換

施策③:作りすぎの防止

施策①:買いすぎの防止

・事業活動における食品ロスの削減

・未利用食品の活用

施策(4): 事業者の責任

施策⑮: 直接廃棄の原因となる 未利用食品の活用

(フードバンク事業等)

・新たな制度の創設

施策16:食べ残しゼロ実践店舗

認定制度の創設

# 実施方針

# 食品廃棄物の資源循環の取組

4

やむを得ず生じる食品廃棄物の適正な再生利用等による資源循環

施策①:家庭系生ごみ処理機購入費

補助事業

施策③:公共施設における食品廃棄物

資源化事業

施策②:事業系生ごみ処理機設置

補助事業

施策4: 事業系食品廃棄物資源化事業

# 第5章 計画の進捗管理 【計画 P45~P46】

## 1 発生量の把握

本計画を着実に推進していくために、食品ロスや食品廃棄物の発生量などを的確に把握します。

#### 2 計画の進捗管理

本計画の実効性を確保するため、本計画の目標年次である令和8 (2026) 度までの達成目標の達成状況と施策の取組状況を、毎年度終了後に厚木市環境審議会が点検・評価を行うなど、PDCAサイクルに基づいた進捗管理を適正に行います。

# (1) 進捗管理の指標

進捗管理の指標は、「第3章 計画の基本方針と目標」「2 計画の目標」「(2)計画年度の達成目標」で定めた達成目標とします。

# 進捗管理の指標

	年度	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	
家庭系	戦: トン <b>食品ロス</b> 量	6, 242	6, 042	5, 827	5, 736	
	戦: グラム 市民1人 1日当たり 食品ロス量	76	74	71	70	
事業系	<sub>単位: トン</sub> 食品ロス量	3, 789	3, 735	3, 682	3, 628	

#### (2) アンケート調査

本計画策定に当たり実施したアンケート調査のフォローを、計画期間の中間が経過した3年目(令和7(2025)年度)に実施し、市民と事業者の認知度や取組状況等を把握することにより、実施した施策の効果を検証します。

なお、検証の結果は、次期計画に反映します。

計画期間終了後の令和9(2027)年度にも同様に実施し、本計画の総括を行います。